

環境と産業の 未来のために

2005.10 Vol.13

No. 40



No.40 CONTENTS

◆産廃業者優良化を更に促進して

由田秀人 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部長に聞く

◆産廃処理の適正な流れを一層確実なものに

関 荘一郎 環境省産業廃棄物課長

◆適正処理・不法投棄対策室長就任にあたり

坂川 勉 環境省適正処理・不法投棄対策室長

◆「企業経営者のための廃棄物セミナー」を開催

◆財団の動き

(財)産廃振興財団

産廃振興財団NEWS



財団 法人 産業廃棄物処理事業振興財団

由田秀人 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に聞く

産廃業者優良化を 更に促進して



行き渡った法制度のもとに循環型社会の進展を―と由田部長

由田秀人環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が就任して2カ月が経過、平成18年度廃棄物関係予算概算要求が仕上がった9月8日に、当面の問題、今後の廃棄物行政についてインタビューした。由田部長は、三位一体の改革により、循環型社会形成推進交付金の創設、その2年度目の予算要求内容を説明したが、廃棄物処理施設の交付金制度が廃止リスト（7月20日）に入っていることを残念だと指摘、関係者の理解を求めて行きたいと強調した。廃棄物行政の展望については、過去20年に遡り、その経過を説明しながら、今日の廃棄物行政の法制度的な大きな進展を評価するとともに、実態が伴うよう努力し、アジア、世界に向けて循環型社会を展開して行くべきであると締めくくった。

◇――

平成 18 年度の概算要求

―平成18年度の廃棄物関係予算概算要求の内容についてお聞かせ下さい。

由田廃棄物・リサイクル部長 廃棄物処理施設整備費補助金を2年間で改革をすることになっています。P C Bや産業廃棄物関係は補助対象が市町村ではありませんので補助金です。それ以外の部分は継続事業を除いては原則、交付金化していきます。もう一つメニューとして重点的なものは廃棄物処理施設で建屋、管理棟を交付対象に復元することを要求しました。これが今回の予算要求の最大の目玉です。浄化槽は、合併処理浄化槽が普及していますが、既設の単独処理浄化槽を撤去する時の費用は交付対象となっていません。ここを交付対象にさせてもらいたいと考えています。同時に湖沼対策も進めたいと思っています。これが公共事業の予算です。

非公共の予算ですが国内の3 Rを推進していきます。まずは容器包装リサイクル法の問題ですが、改正しますから改正後の状況を測定する調査費を要求しました。排出抑制の問題としてはマイバック運動やレジ袋の削減を進めます。またN G OやN P Oなどがやる地域ごとのアイデアを募りモデル事業をやっていくエコ・コミュニティ事業の経費を要求しました。またE UではR o H S規制があります。産業廃棄物では手当てをしています、一般廃棄物ではどう対応していくかの調査費も要求しています。さる4月に3 Rイニシアティブ国際会議を開き、小泉総理も出席しました。来年2月にはフォローアップ会合を開きますし、関連事業で今年の11月にはバーゼル条約のワークショップを日本で開催します。こういう国際推進経費も要求しようと思っています。例えば、アジアの研究のネットワークをつくろうとか、途上国の能力を高めようとか、あるいは関係国が循環計画をつくるのに日本は力添えができないのか、バーゼル条約

を中心に電気電子機器廃棄物の国際的な協調をどうするのか、アジアの中での不法投棄防止ネットワークをどう構築するかもやらせていただきたいと思います。研究費に関してですが今10億少しの予算がありましたが、これに3 Rイニシアティブの特別枠を設けたいと思っています。

公共事業で申し上げたのは市町村中心ですが、民間で技術的・システムの先駆性のある施設に補助するエコタウン事業も引き続き推進します。廃棄物処理施設の温暖化対策事業ですが通常の発電よりも高効率の発電を進める施設を支援する石油特別会計を使った事業を要求しています。

―その中の産業廃棄物、有害廃棄物についてどう対応されていますか

由田部長 産業廃棄物対策ですが、大規模不法投棄事案の原状回復推進補助金を(財)産業廃棄物処理事業振興財団を通じて支援をしていきます。またかつて地方事務所に携帯電話の大きなものを配備していましたが古くなりましたので、携帯情報端末システムの機能を向上させます。また産業廃棄物処理事業の優良化事業のビジネスモデルをつくってみたいと思っています。電子マニフェストの普及ですが、廃棄物処理法を改正するたびに附帯決議でこれを促進せよと言われています。何とか普及させなくてははいけませんので費用を要求しています。産業界が大きな関心を持っているのがP C Bです。P C Bは30年間処理が出来ずに、国際的にも対応をせまられていました。高濃度P C Bの処理は全国5ヵ所でやっていくことになりました。その他、蛍光灯の安定器、ウエス、汚泥などの処理体系が出来ていません。何とかするための予算要求をしています。次はクリアランス廃棄物の管理です。放射性廃棄物は経済産業省で管理しています。この制度は放射能が一定レベル以下のものは通常の産業廃棄物として処理していきますが、この予算も要求していきます。今、目の前の問題であるアスベストですが、廃棄物処理では

昭和62年に通達で措置をし、同様の内容で平成3年の廃棄物処理法に基づく政省令で飛散性のアスベストは特別管理産業廃棄物として2重袋で管理し、それを最終処分場に埋立し、どこに埋めたかを明らかにする、またはコンクリート化するか溶融処理を行うとしています。さらに平成16年の改正で最終処分場の跡地で飛散したりする場合には管理をするシステムができています。さる3月には非飛散性のアスベストの取扱の通知も出しています。しかし今後、発生量が増えてくる可能性がありますから、これらをどうするか検討する予算を要求しています。

予算要求、制度的変革を通じながら新しい時代へ移行したいと思っています。こうした中で昨年、決着がついたかに思われた循環型社会交付金について地方6団体が7月20日に政府に対して提出した廃止すべきとのリストに入りました。廃棄物処理施設の交付金が入ったことは残念です。今後これに関しては、この紙面を通じてぜひとも関係者にご理解をしてもらえればと思います。新しい時代のうねりを止めないように、わが国を緑の大国にするような姿勢をぜひとも潰さないようにしていけたらと思います。(参考資料7頁に掲載)

◇――

循環型社会の方向付け

一廃棄物行政の今日あるのはと言った基本的な問題からお願いします

由田部長 廃棄物政策は今日では環境省で所管することになりましたが、ここ10数年来、大きな政策の転換をさせていただいたと思っています。端的に言いますと、20年ほど前、廃棄物の世界は自治体の担当者を中心に、臭いものに蓋をしていこうという対応が行なわれてきました。それが出来なくなった、その象徴が豊島事件などであったと思います。それが今や、3Rイニシアティブとしてわが国から循環型社会を発信していくという形

となりました。口で言うだけではなく現実として、わが国がアジア、世界に発信できるくらいになっているからこそ、小泉総理をヘッドとしてこういう展開をしているわけです。

その間、何があったのか。なぜ臭いものには蓋をするのか。当時は廃棄物には誰も関心がなく、お金をかけて解決していくという国民的なコンセンサスはありませんでした。具体的な例を言いますと、市町村が廃棄物処理施設をつくる場合、地元の反対を何とか抑え、環境対策としてコストをかけるよりも、話し合いで矛を納めてもらっていました。産業廃棄物については安い処理が横行していましたし、それが重なりますと大規模な不法投棄になります。

10数年経ち今日のようになり、平成12年に循環型社会推進基本法が成立し、15年には基本計画をつくりました。法形式的な大きな進展は実態がともなってはじめて地に足がついたものになると思っています。

◇――

廃棄物対策の大きな流れ

一ここに至るには多くの問題があったかと思いますが

由田部長 廃棄物の世界には三つの大きな流れがあったと思います。最後に残されたのが市町村の一般廃棄物を中心としたもので、これが交付金化の改革となります。市町村の清掃事業は、市町村が責任を持っている以上、大きな不法投棄などはそう簡単には起きません。ですから清掃事業本体の改革は最後となりました。では三つの流れとは何か。一点は産業廃棄物の問題です。第二点は容器包装リサイクル法を始めとするEPRを中心とするリサイクルの流れの形成の問題です。三点目は市町村の清掃行政と密接に関連しますが、いわゆるダイオキシン問題です。この三つを抜きにして、ここ10数年の廃棄物制度の展開は語れません。

◇――

産業廃棄物への対応は

―産廃の実態についてはどうでしょうか

由田部長 昭和45年に廃棄物処理法ができて、産業廃棄物は排出事業者の責任、一般廃棄物は市町村の責任の流れができました。うまく作動するはずでしたが、実際にはそうはいかず社会問題が深刻化しました。では、どうして改革ができたのかと言いますと、こうした事態を何とかしなくてはいけないという関係者のリアクションがあったからだと思います。その改革は相当な規模でしたので、わが国が循環型社会を築くことをアジアや世界に誇れる姿になったのではないかと思います。

第一の論点の産業廃棄物について申しますと、産業廃棄物の構造は悪貨が良貨を駆逐する典型的な構造でした。物品、土地、建物、サービスなどは価値に対してお金を払うことで契約が成立します。しかし廃棄物は不要物ですから、どういう質で処理されるかにはあまり関心が払われませんでした。目の前から消えて、責任を追及されないことが目的となります。できるだけ安い方が良くとなりますので、資本や技術力を持ったところに仕事がいらず、より劣悪な処理する者が残っていきます。ここを是正するために平成3年に廃棄物処理法の大改革をやろうとしましたが、十分にできませんでした。その反省を生かして平成9年と12年に大幅な改正を行ないました。この結果、悪貨が良貨を駆逐する状態を転換する流れができました。さらにそれを補完する仕掛けが平成15、16、17年の改正でなされ、この分野はどこをとっても制度的には相当のレベルに達したと思っています。

◇――

容リ法の成立とEPR

―容器包装リサイクル法が見なおしの時期に入ってきました

由田部長 第二の論点がEPRです。容器包装リサイクル法は平成7年にできましたが、当時はEPRの概念はありませんでした。その後、わが国が中心となってOECDのガイダンスマニュアルをまとめたことがEPRの始まりです。実は今、容器包装リサイクル法は見直しの時期にあり、中間とりまとめを行いました。9月から再び年末にかけて議論していただき、とりまとめ、次期通常国会に改正案を提出したいと考えています。

この法律のできた背景ですが、市町村の清掃事業の現場から来ています。当時も焼却施設や最終処分場は迷惑施設と言われていまして、簡単には施設がつかれず、つくっても、ごみの質が変わってきました。昭和50年代からプラスチック製の容器が出来てきたからです。

―個別リサイクル法の制定も行われました

由田部長 今の法律は市町村が一定の収集を行なって、後はメーカーが引き取ってリサイクルをする制度です。しかし、出来たときからリサイクルすればするほどコストがかかるのは問題だという批判がありました。もともと焼却や埋立の方がコストは安いのです。コストはかかるがリサイクルの流れに行くべきなのかを世に問いました。当時、社会的コストがかかってもリサイクルに持つていくことに誰も異論はありませんでした。市町村もコストがかかるが制度を進めていこうということでした。しかし今は市町村の財政が逼迫していることが一つの背景になって、これ以上対応できず費用の一部を産業界に持つてもらおうことができないかという声があがっています。さらに議論を深めてもらいたいと思っています。

EPRは循環基本法にありますが、もともとはこういう経緯です。家電については少しやり方を変えてシステムが出来ました。自動車リサイクル法は初めから処理費用を払ってもらうなど物によってやり方を変えています。

食品リサイクル法や建設リサイクル法などもあ

りますし、今はE P Rを中心に相当のレベルに達しています。

◇----

ダイオキシン問題への対応

―ダイオキシン問題も発生しました

由田部長 三点目ですが清掃事業を語る場合に、避けて通れないのがダイオキシン問題です。ダイオキシン対策ではご苦労であったと思います。なぜかというダイオキシンは非意図的なものですが、それでも対策はとらざるを得なかったのです。ごみとの関係や有害性をはっきりしなかったという事情もあります。昭和58年に愛媛大学の立川涼教授が京都市と松山市のフライアッシュにダイオキシンが含まれていると発表し、パニックになりました。専門家会議の後、5ヵ年かかりメカニズムを研究しました。不完全燃焼とデノボ合成が原因と分かりました。平成2年にダイオキシンの旧ガイドラインをつくりました。その直後にWHOではじめて毒性の指摘がされました。その後、新ガイドラインに移行し、廃棄物処理法、大気汚染防止法、ダイオキシン対策特別措置法で対応していくことになり、九割削減が目標になりました。この間、市町村の関係者はダイオキシンとの戦いといっても過言ではありません。当然、補助金も出動しました。当時は1千億少しの予算が補正予算も含めて年間2千数百億になりました。この時に補助対象範囲を縮小し、建屋と管理棟を対象外としました。もともと補助率が4分の1で、対象外の部分もあり実質的な支援は10分の1近いと言われたことが三位一体の改革で廃止すべきと言われている根拠の1つになっていることは皮肉です。ここを改善することが市町村の皆さんに答えていくことだと思っています。

おかげで一般廃棄物の世界ではダイオキシンは98%削減ができました。多くの現場の方が補助金や交付金があってはじめて実現できたと言ってい

ますが、実際に表にそうした声が出てこないのは、市町村が疲弊しているのが原因です。

◇----

優良業者の育成と循環型社会の進展

―一廃と産廃の区分のねじれ現象も

由田部長 平成15年の法改正の時に廃棄物の定義と区分の問題を議論しました。この原因となったのがダイオキシン対策で疲弊しきった現場です。市町村の現場ができるだけ廃棄物の範囲を小さくして欲しい、責任を少なくしてほしい、リサイクルに向かうものなどは除外して欲しい、事業者が出すものは産業廃棄物にして欲しいという要望がありました。この声が定義と区分の見直しにつながりました。廃棄物の世界では市町村しか責任を負えないという一定の自覚はありましたが当時は疲れきっていたのです。市町村の声と呼応したのが産業界の一部です。事業系の一部を産廃にしてほしいとなりました。しかし、もともと産業界は、量が多い、質的に均一という産業廃棄物以外の事業系の廃棄物は市町村に処理してもらった方が良いわけで、ここでねじれ現象がおきました。

この問題も熱い議論の結果、一定の結論が出されました。ここ10数年廃棄物の分野は極めて大きな変革の連続でした。

この延長に循環型社会構築の必要性があるのではないかと思います。そのためには産廃の世界も優良な業者が進展する必要があります。こういうことを軸にしながら産廃の世界も構築され、アジアや世界に恥ずかしくない堂々とやっていける循環型社会を展開していくべきではないかと思えます。

(平成17年9月8日収録・

聞き手(株)環境産業新聞社 森本 洋)

参考資料

平成 18 年度廃棄物・リサイクル対策関係予算概算要求の概要

—3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進と不法投棄の撲滅—

平成 17 年 8 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

我が国において発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を強化しつつ3Rを推進するため、容器包装リサイクル法を見直すとともに、「もったいない」の精神を活かしてレジ袋削減・マイバック利用の国民意識向上等を進める。

また、3Rイニシアティブの国際的な推進を図るため、アジア各国との政策対話や技術移転、「東アジア循環型社会研究ネットワーク(仮称)」の構築、不法輸出入防止対策の強化等を推進する。

循環型社会の基盤を整備するため、平成17年度に創設された「循環型社会形成推進交付金」等によって、国と地方の協働により、廃棄物処理・リサイクル施設及び浄化槽の整備を着実に進める。

さらに、喫緊の課題である不法投棄対策のため、監視体制の強化及び原状回復のための支援を行うとともに、電子マニフェストの普及、PCB処理の推進等産業廃棄物の適正処理対策を推進する。

(単位：百万円)

【主な要求事項】

1 3Rの推進—リデュース・リユース対策の強化

○容器包装に係る3R推進事業費 0 → 90

容器包装について、先進的な3Rの取組を行っている小売り事業者や製造事業者を表彰し、自主協定・自主的取組による容器包装廃棄物削減等のモデル事業を実施するとともに、容器包装リサイクル法の再商品化義務を果たさない「ただ乗り事業者」対策を強化する。

○容器包装に係る3R推進広報事業費

0 → 121

世界的なキーワードになりつつある「もったいない」の精神を生かし、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を一層推進するため、レジ袋削減・マイバッグ利用等をテーマにした意識向上運動を推進する。

○改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業費 0 → 84

改正容器包装リサイクル法の円滑な施行を図るため、市町村の分別収集コストの把握等施行に必要な実態調査を行うとともに、レジ袋及びマイバッグ持参等に係る実態調査により法改正に基づく新規施策の実効的な実施を図る。

○エコ・コミュニティ事業経費 62 → 67

循環型社会形成推進基本計画の効果的な推進を図るため、NGO/NPO等民間団体や企業等が連携して行う循環型社会の形成に向けた先駆的・独創的な取組のアイデアを公募し、モデル事業として実施し、その普及を図る。

○一般廃棄物処理におけるRoHS規制対象物質等対策調査 0 → 16

一般廃棄物のリサイクル関連施設等を対象として、有害化学物質の排出状況に関する実態調査を行い、ポリ臭素化ビフェニール等RoHSによる規制物質等の挙動を把握する。また、制御対策の検討、再生された製品の安全性の評価等を行う。

2 3Rイニシアティブ国際推進費

○3Rイニシアティブ国際推進費 68 → 132

平成17年4月に開催された「3Rイニシアティブ閣僚会合」で我が国が発表した「ゴミゼロ国際化行動計画」を踏まえ、アジア各国との政策対話や途上国への技術移転を進める。また、「東アジア循環社会研究ネットワーク(仮称)」を構築し、その拠点を設ける。

○アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業 0 → 30

近年、アジア太平洋地域におけるe-waste(電気電

子機器廃棄物)の量の急増に伴い、環境及び健康に及ぼす悪影響が懸念されている。相当数の電気電子機器を途上国向けに輸出している我が国は、e-waste問題に積極的に取り組む必要があり、国際機関であるバーゼル条約事務局と協力し、ワークショップを開催及びe-wasteのインベントリーの作成等の事業を行う。

○アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討 30 → 35

アジア資源循環の実態を把握し適正な循環を確保するため、ワークショップの開催やウェブサイトを活用しアジア各国のバーゼル条約当局や税関等の間で情報交換を行うとともに、中古品を装った不法な廃棄物等の輸出入に関する現地調査や「アジア不法輸出入防止ネットワーク」による情報等とともに、トレーサビリティ確保の方策等の検討を行う。

○廃棄物処理等科学研究に対する補助

1,150 → 1,650

廃棄物の適正処理やリサイクル、循環型社会システムの構築などについて、研究者、企業等が行う研究や技術開発を推進する。

また、3Rイニシアティブを実現するため、「アジア等を中心とした国際的な3Rシステム構築」に向けた政策・技術の研究開発を強力に進める。

3 循環型社会の基盤整備

○廃棄物処理施設整備費(公共)(循環型社会形成推進交付金等) 107,847 → 125,534

平成17年度において、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、国と地方が協働し、広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設したところである。

平成18年度においては、交付金による循環型社会形成の一層の推進を図るため、国の支援措置の充実・強化を図ることとし、以下のような交付金制度の見直しを行うものである。

- ・建築物、管理棟及び用地費の交付対象の拡大等

従来から、対象外としていたごみ処理施設、し尿処理施設及び埋立処分地施設等の建築物(上屋部分)や管理棟等については、交付対象とする等の充実を図る。

○浄化槽整備事業(公共)

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような助成制度の見直しを行う。

浄化槽整備事業総額	18,029百万円
〔 浄化槽整備費補助金	10,429百万円
循環型社会形成推進交付金	8,500百万円

※この他、内閣府に計上している污水处理施設整備交付金により浄化槽整備を推進(57,036百万円の内数、平成17年度は75億円)

- ・助成要件の緩和

- ①合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費の交付対象化
- ②湖沼水質保全特別措置法に定める指定地域における高度処理浄化槽の普及促進

○ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備事業(エコタウン事業) 400 → 750

都道府県等による「ゴミゼロ型」地域社会の形成を目指した計画(エコタウン計画)に基づいて民間事業者が取り組む廃棄物の再生利用に係る施設のうち、技術的に先進性・先駆性を有する等の要件に該当するものの整備に対して補助を行う。

○廃棄物処理施設における温暖化対策事業(石油特別会計) 1,505 → 1,505

廃棄物処理業者が行う高度な技術を活用した廃棄物発電施設、廃棄物熱利用施設等の整備事業であって、発電効率や熱利用量等が一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行い、廃棄物分野における温暖化対策の推進を図る。

4 不法投棄対策と適正処理の推進

○不法投棄早期対応システム整備費

13 → 49

地方環境事務所職員等が使用する不法投棄監視のための携帯情報端末システムの機能を向上させ、情報の管理・活用を高度化するとともに、都道府県等との連携を強化し、不法投棄への早期対応を図る。

○産業廃棄物処理不法投棄等原状回復措置推進費補助金 3,800 → 3,800

不法投棄の原因者等が無資力等の事由により、環境保全上の支障の除去等を実施することが見込め

ない場合に、都道府県等が実施する行政代執行に要する経費に対する支援を行う。

○産業廃棄物処理業優良化推進事業費

52 → 85

産業廃棄物処理業の優良化を推進するため、排出事業者及び処理業者に対し、処理業者の優良性の判断に係る評価制度の普及・活用促進を図る。さらには資源循環ビジネスの育成と強化を図るため、産業廃棄物処理業の将来ビジョンの提示や新しいビジネスモデルの支援を行う。

○電子マニフェスト普及促進事業費

180 → 180

平成17年度に導入され、情報の大量処理や通信の高速化に対応できる新電子マニフェストシステムの普及拡大を図るためモデル事業の実施やブロック別・業界別の説明会の開催に加え電子行政報告システムの構築、民間の社内会計管理システムとの一体的使用の推進等加入者のインセンティブや業務の効率化に資する方策を検討する。

○低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業

0 → 25

低濃度PCB汚染物について、既存の処理技術で処理を行うに当たり、PCBの濃度に応じた最適な運転時間や処理条件について検討を行い、効率的かつ確実な処理方法、運転管理方法の確立を図る。

○クリアランス廃棄物管理システム整備費

0 → 54

平成17年の原子炉等規制法の改正により創設された「クリアランス制度」（放射能が一定レベル以下のものについて、通常の産業廃棄物としての再生利用・処分を可能とする制度）を適切に機能させるため、クリアランス廃棄物管理システムを整備・運用する。

○アスベスト廃棄物適正処理方策検討調査費

0 → 22

アスベスト廃棄物の処理状況を調査し、既存の溶融処理技術等に加え、新しい処理技術についても実証試験を行い、アスベスト廃棄物の飛散性に応じた最適な処理方策の確立を行う。

5 廃棄物処理技術の研究開発

○廃棄物処理等科学研究に対する補助(再掲)

1,150 → 1,650

廃棄物の適正処理やリサイクル、循環型社会システムの構築などについて、研究者、企業等が行う研究や技術開発を推進する。

また、我が国の提唱により開始された3Rイニシアティブを実現するため、アジア等を中心とした国際的な3Rシステム構築のに向けた政策・技術の研究開発を強力に進める。

【参考】

I 廃棄物・リサイクル対策関係予算

○公共事業

平成17年度当初予算額 107,847百万円 ①
平成18年度要求・要望額 125,534百万円 ②
差引増△減額 (②－①) 17,687百万円(116.4%)

○非公共事業

平成17年度当初予算額 8,872百万円 ①
平成18年度要求・要望額 10,334百万円 ②
差引増△減額 (②－①) 1,463百万円(116.5%)

○特別会計(石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計)

平成17年度当初予算額 1,505百万円 ①
平成18年度要求・要望額 1,505百万円 ②
差引増△減額 (②－①) 0百万円(100.0%)

○合 計

平成17年度当初予算額 118,224百万円 ①
平成18年度要求・要望額 137,373百万円 ②
差引増△減額 (②－①) 19,150百万円(116.2%)

II 公共事業

(単位：百万円)

	平成17年度 予 算 額	平成18年度 要求・要望額	対 前 年 度 差 引 増 △ 減 額	対 前 年 度 比 (%)
廃棄物処理施設整備費補助金	84,764	70,369	△14,395	83.0
一般廃棄物処理施設等 浄 化 槽	40,019	30,940	△9,079	77.3
産業廃棄物・PCB 処 理 施 設	125,929	10,429	△5,500	65.5
産業廃棄物・PCB 処 理 施 設	28,816	29,000	184	100.6
循環型社会形成推進交付金	23,083	55,165	32,082	239.0
一般廃棄物処理施設等 浄 化 槽	20,083	46,665	26,582	232.4
産業廃棄物・PCB 処 理 施 設	3,000	8,500	5,500	283.3
合 計	107,847	125,534	17,687	116.4
一般廃棄物処理施設等 浄 化 槽	60,102	77,605	17,503	129.1
産業廃棄物・PCB 処 理 施 設	18,929	18,929	0	100.0
産業廃棄物・PCB 処 理 施 設	28,816	29,000	184	100.6

※この他、

(項) 改革推進公共投資廃棄物再生利用整備資金貸付金償還時補助

350百万円

(項) 改革推進公共投資廃棄物処理施設整備資金貸付金償還時補助

(目) 首都圏近郊整備地帯等事業追加資金貸付金償還時補助金

217百万円

を計上。



産廃処理の適正な流れを 一層確実なものに

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長 関 荘一郎

7 月から産業廃棄物対策を担当することとなりました。それまでは大気環境保全、ダイオキシン対策、温暖化対策などに取り組んで参りましたが、廃棄物問題も含め、今や直面するいずれの環境問題も相互に密接に関連し、包括的なアプローチ無くしては解決は困難な状況にあります。特に、廃棄物問題は、あらゆる環境問題の「終着駅」とも言えるものではないかと思っています。

さて、環境上健全で持続可能な社会の実現は、21 世紀の国際社会の共通の目標です。この実現のためには、廃棄物問題への適正な対応の確立は極めて重要です。わが国では、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から、3 R を基調とした循環型社会への転換を図るために、廃棄物関

連の法制度の制定・改正を重ねてきました。これらの制度整備は廃棄物全体を対象としたものですが、その中でも年間 4 億トンも排出され、廃棄物排出量の太宗を占める産業廃棄物の 3 R の推進や適正処理の確保は、循環型社会実現の要諦です。

産業廃棄物行政は、現在、二つの大きな課題に直面しています。一つは産業廃棄物業界の構造改革の推進です。後を絶たない不法投棄に代表されるように、一部の悪質な行為が産業廃棄物に対する国民の不信を増大させ、多くの優良な業者を圧迫しています。このような「悪貨が良貨を駆逐する」状況から「良貨は悪貨を駆逐する」健全な構造への転換を進め、産業廃棄物処理を環境ビジネスにふさわしいものとするのが急務です。この

ため、平成 15 年から 3 年連続で廃棄物処理法を改正し、不適正処理に対する規制を強化しました。また、本年 8 月には行政処分の指針を全面改定し、自治体に対して「廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、積極的かつ厳正に行政処分を実施する」よう通知したところです。一方、優良な廃棄物処理業者を積極的に育成するため、本年 4 月に優良性評価制度をスタートさせました。遵法性、情報公開性、環境保全への取組に優れた事業者が、10 月以降認定されることとなっています。

もう一つの課題は、20 世紀の負の遺産の解消です。PCB とアスベストが代表的なものです。高濃度 PCB 廃棄物については、

国策会社である日本環境安全事業株式会社の5事業所で処理するべく施設整備が図られてきましたが、昨年12月から一部で処理が開始されたところです。低濃度PCB汚染物については、その性状に相応しい処理方法の検討が開始されています。アスベストについては、政府のアスベスト問題への取組の一環として、建築物の解体後のアスベスト廃棄物の適正処理の徹底を図っているところです。

このような課題に対応するため、平成18年度予算においては、新規要求や拡充に努めているところです。一つは産業廃棄物処理業優良化推進事業費(85百万円)です。来年度は、特に、優良事業者の情報を公開するネットワークシステムの構築、優良性に係る評価基準の高度化、多量排出事業者の優良化指針の検討、新ビジネスモデルのモデル的支援などに取り組み、優良な廃棄物処理事業者が市場の中で優位に立てる構造への転換を推進することとしています。二つは電子マニフェスト普及促進事業費(180百万円)です。電子マニフェストは、排出事業者や処理業者の情報管理の合理化につながり、偽造がしにくく行政の監視業務も合理化できること

から、平成20年度末を目途に全マニフェストの30%以上の普及を目標にしています。このため来年度は、説明会等を通じた一層の普及啓発に努めるほか、付加価値を高める観点から電子マニフェストデータを利用して加入者の行政報告を簡素化する電子行政報告システムの構築、利便性向上の観点から社内会計管理システムと電子マニフェストとの融合の推進などを行うこととしています。三つは低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業費(25百万)です。低濃度PCB汚染物については、対策検討委員会での原因究明調査結果を踏まえ、処理責任の整理、処理対象範囲、処理期限、処理方法などの処理の基本方向について検討が進められています。来年度予算では既存の処理技術による低濃度PCB汚染物処理の実証試験を行います。四つはアスベスト対策関係調査費(100百万円)です。関係部局と分担して、アスベスト廃棄物の適正処理方策の検討、建築物解体時のアスベスト飛散防止マニュアルの検討、アスベストの環境濃度モニタリング、大気中アスベスト濃度の測定技術者の育成などを進めることとしています。五つはクリアランス廃棄物管理システム整備費(54百万)です。

平成17年の原子炉等規制法の改正により、原子力発電施設の解体に伴って発生する廃棄物のうち放射能レベルが極めて低いもの(クリアランス廃棄物)は、通常の産業廃棄物として再生利用や処分を行うことが可能となりました。この制度の円滑な実施の観点から、環境大臣の役割が位置づけられましたが、この事業では、クリアランス廃棄物の実態把握システムの構築など廃棄物管理の観点からこの問題に適切に対応するものです。

この他、高濃度PCB廃棄物処理のために日本環境安全事業株式会社が実施する拠点施設整備への補助(250億円)や産業廃棄物処理施設モデル的整備補助(40億円)も引き続き要求しています。

産業廃棄物の分野は、依然、課題が山積していますが、地方公共団体、排出事業者、処理業者等関係者の努力で構造改革が進みつつあります。一連の法改正の内容の着実な実施と予算の活用により、この流れを一層確実なものとするべく取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。



適正処理・不法投棄対策 室長就任にあたり

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室長 坂川 勉

平成17年8月1日付けで適正処理・不法投棄対策室長に就任した坂川です。当室においては、不法投棄の防止対策、不法投棄や不適正処分が行われた現場における生活環境保全上の支障の除去、特別管理廃棄物の適正処理、廃棄物等の輸出入などに関することを所管しています。いずれも廃棄物処理に伴う環境汚染を防止し、廃棄物の適正かつ円滑な処理を確保する上で重要な事項ですので、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私は、平成8年から12年までの4年間、省庁再編前の旧厚生省水道環境部の環境整備課及び計画課で廃棄物行政に携わっていました。当時大きな問題となっていたこととして、焼却施設からのダイオキシン類の排出、不法投棄の横行、最終処分場の不足などがありました。いずれも重要な課題であり、緊急の対策を要するものでしたので、廃棄物処理法、施行令、施行規則等を改正し、制度面の手当を行ってきました。また、リサイクルの推進も重要課題であったことから、容器包装リサイクル法の施行を進めるとともに、廃家電製品、食品廃棄物、建設廃棄物のリサイクルの推進に関する法律

を制定しました。当然ながら私はこれらの全てを担当したわけではなく、一部に関わっただけではありますが、4年間に廃棄物処理を取り巻く状況や行政の方向性が大きく変化しつつあることを感じていました。

その後、平成13年1月に省庁再編が行われ、廃棄物行政が旧厚生省から環境省に移管されたときには、私は廃棄物行政から離れていましたが、平成13年5月から14年6月まで、臨時に廃棄物・リサイクル対策部の併任となり、自動車リサイクル法案の作成を担当しました。

そして今回、約3年ぶりに廃棄物行政を担当することになりました。この3年間にも様々な制度改正があり、平成15年から3年続けて廃棄物処理法が改正され、適正処理の確保のために法制度の充実が図られてきました。平成15年には「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が制定され、平成10年以前に行われた不適正処分について、都道府県等が原状回復を代執行で行う場合に国が支援する制度ができました。さらに、国及び都道府県等の双方において、廃棄物担当部局の体制が強化されてきています。廃棄

物処理や循環型社会の構築に関する社会的な関心も、一層高まってきているように感じています。

これらの結果として、以前に比較して、廃棄物の適正処理の確保に向けて前進してきているという印象を持っています。しかしながら、依然として不法投棄が続いているという実態があり、さらなる監視の強化が必要な状況です。過去に行われた大規模な不法投棄案件が発覚し、生活環境保全上の支障を除去することが必要となっている事例もあります。環境省が都道府県等のご協力を得て調査した結果によれば、1万m³以上の不適正処分事案(疑いのあるものを含む)は、全国で233件、残存量の合計1,532万m³となっています。また、アスベストによる健康被害を防止するため、政府がアスベスト問題関係閣僚会合で必要な対策をとりまとめながら実施しており、その一環として、アスベストを含む廃棄物の適正処理を確保する必要があります。さらに、近年、廃棄物やいわゆるリサイクル物の輸出入が活発化し、不正な輸出入を防止することの重要性が増してきているため、特にアジア諸国とのネットワークを構築していくことが必要とな

っています。

このように当室の所管分野についても多くの重要課題がありますので、これらに対応するとともに、近年の度重なる制度改正をより効果的なものにしていくため、現在、そしてこれから

の数年間が極めて重要な時期であると言えます。ちょうどこの10月に環境省は全国7カ所に地方環境事務所を設置しましたので、その活用を図り、都道府県等との連携を強化してまいりたいと考えています。廃棄物の適

正処理を推進するため、廃棄物の排出・処理はもとより、いずれは廃棄物となる製品の製造、処理方策の研究等の様々な立場で関係される皆様のご支援、ご協力を頂きたく、よろしくお願い致します。

(参考)

平成18年度予算概算要求の概要(適正処理・不法投棄対策室関係)

(単位：百万円)

1. 不法投棄対策と適正処理の推進

(1) 不法投棄早期対応システム整備費 13 → 49

平成13年度に地方環境対策調査官事務所による不法投棄監視体制の強化のため、情報(位置情報、事案概要、画像等)を現場から入出力できる「環境破壊行為早期対応システム」を開発した。本事業では、近年の情報通信技術の向上を踏まえ、陳腐化してきた現行のシステムにインターネットや携帯電話への対応機能を付加するとともに、優良対応事例データベースを加えるなどシステム改良を行う。

これにより、不法投棄監視における情報の管理・活用を高度化し、本年10月に発足する地方環境事務所とブロック内の都道府県等との連携を強化することにより、不法投棄への早期対応強化を図る。

(2) アスベスト廃棄物適正処理方策検討調査費

0 → 22

廃棄物処理法では、アスベスト廃棄物のうち、飛散のおそれのある廃石綿等は特別管理産業廃棄物として、通常の廃棄物よりも厳しい処理基準が適用されている。一方、アスベスト成形板等の非飛散性アスベスト廃棄物については、平成17年3月に技術指針を策定したところである。

近年アスベストの飛散に対する社会的な不安が高まっていることを受け、アスベスト廃棄物の処理状況を調査し、新しい処理技術の実証試験を行い、アスベスト廃棄物の飛散性に応じた最適な処理方策の確立を行う。

(3) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 3,970 → 3,970

平成9年の廃棄物処理法改正により、「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設けて産業界からの自主的な拠出を求め、投棄者不明等の場合に支障除去等(原状回復)を代執行する都道府県等

に資金の支援を行う制度が創設された。また、平成9年の廃棄物処理法改正の施行日である平成10年6月以前に起きた不法投棄事案について、支障除去等を代執行する都道府県等に資金の支援を行うため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が制定され、基金制度が創設された。この補助金は、これらの基金の造成に必要な経費を補助するものである。

2. 3Rイニシアティブの国際的推進

(1) アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討 30 → 35

近年、アジア諸国の著しい経済発展に伴い、鉄くず等の循環資源の需要が急増しており、これら循環資源の国際移動に伴い、リサイクルや廃棄物処理に係る制度・技術が未熟な途上国における環境汚染が懸念されている。

このため、アジア各国と連携して不法輸出入の防止及び循環資源の適正な管理体制を構築することを目的とした「不法輸出入防止国際ネットワーク事業」を実施する。

(2) アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業 0 → 30

アジア太平洋地域におけるe-waste(電気電子機器廃棄物)の量の急増に伴い、環境及び健康に及ぼす悪影響が懸念されているため、バーゼル条約事務局では、アジア太平洋地域におけるe-wasteの最小限化、資源の有効再利用及び環境上適正な処理を確実にすることを目的としたプロジェクトを計画している。

我が国としても、国際機関であるバーゼル条約事務局と協力してe-waste対策を推進するため、当該プロジェクトのうち、e-wasteに係る現状把握、地域ワークショップの開催、ガイドラインの策定作業等を行う。

募集

平成 17 年度 産業廃棄物処理助成事業

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

助成事業の概要

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、平成 4 年の創設以来、産業廃棄物問題の解決に向けて、優良な処理施設の整備を支援する「債務保証事業」、都道府県等が不法投棄された廃棄物の撤去(原状回復)を資金面で支援する「適正処理推進事業」、技術開発や起業化のための助成を行う「助成事業」、PCB 処理に関する処理事業への支援、産廃処理施設の基本計画の策定、インターネットや広報誌による情報提供及び処理業者への講習会等を行う「振興事業」の 4 つの事業に取り組んでいます。

そしてこれらの活動を行うことで、産業廃棄物の適正処理・減量化、さらには再資源化による有効活用等が促進され、持続可能な循環型社会の構築に資するクリーンな生活環境の保全と、産業の健全な発展に貢献しております。

助成事業については、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための強化策として実施することとしております。具体的には、産業廃棄物に関する 3 R の技術開発、いわゆる廃棄物の発生抑制・減量化技術の開発、循環資源の再利用技術の開発、再生利用技術の開発、環境負荷低減技術の開発及び既存の高度技術力を利用した施設整備やその起業化に対して助成するものであり、これらが他事業へ普及し、環境への負荷を低減した資源循環型社会システムの重要な機能を担うことを期待しております。

1. 申請資格

次の全ての条件を満たしている者としします。

- ・産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者(少なくとも事前協議に入っているものとする)。
- ・従業員数 300 人以下又は資本金 10 億円以下のどちらかに該当すること。
- ・過去 5 年間、廃棄物及び公害防止に関する法律に違反して

いないこと。

- ・応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。

2. 対象となる事業

産業廃棄物に関する次の①～

③としします。

- ① 3 R 又は環境負荷低減に関する技術開発事業(以下「技術開発」と略す。)
- ② 高度技術力を利用した 3 R 又は環境負荷低減施設の整備事

業(以下「高度技術施設」と略す。)

- ③ 上記①、②に関する起業化のための調査事業(以下「起業化調査」と略す。)

3. 助成の概要

(1) 助成額

- ① 技術開発 最高 500 万円
- ② 高度技術施設 最高 500 万円
- ③ 起業化調査 最高 50 万円

(2) 助成率

技術開発及び高度技術施設については、助成率は助成対象事業に要する費用の3分の2以内、起業化調査については、助成対象事業に要する費用の3分の1以内に相当する金額とします。

(3) 助成事業の達成期間

原則として、助成が決定してから1年以内とします。

(4) 助成の決定

助成振興委員会での審査結果に基づき、企画運営委員会の議を得て、本財団理事長が助成事業を決定します。

(5) 成果の報告

助成が決定した事業の申請企業は、助成事業終了後3ヶ月以内に財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に対して成果報告書を提出し、さらにその後4年間は、年に1回、助成事業による成果の活用状況等について報告書を提出することとします。

4. 選考について

(1) 助成事業振興委員会

委員会は学識経験者、地方公共団体、関係団体、マスコミ等(9名程度)で構成します。

(2) 産業廃棄物の処理事業の振興に寄与するものであること。

5. 応募手続きについて

(1) 申請書等の申し込み

本財団にFAXまたは郵送で下記事項をお知らせ下さい。募集内容の詳細及び申請書類一式を郵送します。

①送付先の郵便番号、住所、電話番号、FAX番号

②担当者の役職、氏名

③申請書類の部数

④「助成事業申請書類を送付のこと」と明記して下さい。

(2) 応募方法

記入要領を参考に申請必要書類を記入し、下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 申請必要書類(各1部)

①助成事業申請書((様式1)および(申請書))

②会社説明書(定款の記載されたもの)

③産業廃棄物処分量許可証又は特別管理産業廃棄物処分量許可証の写し(2都道府県・政令市以上で許可を受けている場合は、応募事業に関連するものの中で代表となるもの、かつ申請書に記載した内容と同一のもの)又は事前協議に入っていることが証明出来る書類の写し

(4) 応募締切日

平成17年11月30日(水)
当日消印有効

(5) 注意事項

- ・採決の結果はFAX(または郵送)にて、担当者にお知らせ致します。
- ・採否の理由については、お問い合わせに応じかねますので、ご了承下さい。
- ・ご提出頂いた申請必要書類等は返却致しかねますので、あらかじめご承知おき下さい。

<申請書等申し込み及び応募先>

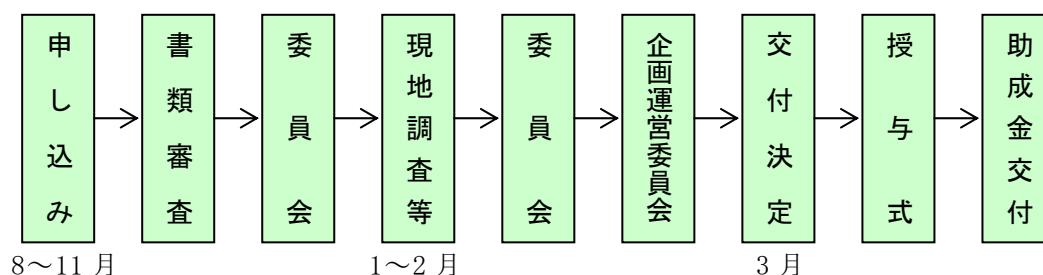
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部

(担当：田畑、福本)

TEL：03-3526-0155 FAX：03-3526-0156

<申請から交付までの流れ(日程は予定)>





排出者責任

「企業経営者のための廃棄物セミナー」を開催

9月14日当財団は、神奈川県川崎市において産業廃棄物の排出事業者を対象とする「排出者責任 ― 企業経営者のための廃棄物セミナー」を、財団法人 日本環境衛生センターとの共催で行いました。

これは、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度が本年4月に創設され、全国一律の評価基準に基づく処理業者に関する様々な情報がインターネットで入手可能となったことや、行政処分の指針が新しく通知されたことを踏まえ、産業廃棄物を排出する事業者も、法的責任や考え方に理解を深めていただき、その的確な履行と環境経営の推進に取り組んで頂くことを狙いとするものです。講師として、国から環境省産業廃棄物課 関課長、学界から慶応大学経済学部学部長 細田教授、排出事業者から株式会社イトーヨーカ堂 及川様、マスコミから日経エコロジー 斎藤副編集長、コンサルタントの株式会社テルム 北田チーフスペシャリスト、行政OB(現三菱電機㈱顧問)の関様など各界からご講演を頂き、百名を超す参加者が熱心に聞き入りました。今回そのあらましをご紹介します。

産業廃棄物関連施策の狙いと今後の展望

まず最初に国の行政の立場から、産業廃棄物の現状、関係法制度の概要、最近の改正内容、行政処分の指針、産業廃棄物を巡る政策課題についてご講話頂きました。特にPCBとアスベストなど20世紀の負の遺産の解消と並んで、産業廃棄物行政の

環境省 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 関 荘一郎氏

二大課題の一つである、産業廃棄物の処理システム全体の構造改革に位置づけられる、排出者責任の強化について、法改正や8月に出されたばかりの行政処分の新指針の内容や措置命令等を中心にお話し頂きました。



排出事業者責任への対応

慶應義塾大学 経済学部学部長 細田 衛士教授

排出事業者として理解しておくべきこととして、廃棄物関連法制度の進展と情報化の意味、グリーン・キャピタリズムへの進化の必要性和静脈フローの制御における情報の意味、責任概念の整理などを通じて、排出事業者責任の考え方とその対応方法についてご講話頂きました。

特に、下流の排出段階以降の

モノのフローの管理をする上で、トレーサビリティの履行と情報履歴の把握が説明責任を果たす上で鍵になること、また単なる「管理」ではなくモノの流れを「統治(ガバナンス)」する発想が必要であること、環境全体のガバナンス力をつける方向に企業は進むべきであること等についてお話しされました。



廃棄物部門のチーム・マーチャンダイジング イトーヨーカ堂廃棄物への取り組み

(株)イトーヨーカ堂 総務部産業廃棄物担当 及川 毅彦氏

排出事業者の取り組み事例として、同社の経営方針の柱となっている「チームマーチャンダイジング」のコンセプトの下、廃棄物のプロである処理業者との間で廃棄物専門チームを組織化し、相互チェックと改善を行っている取り組みについてご紹介頂

きました。具体的には、廃棄物情報の共有化のための情報交換やマニュアル整備、実務担当者向け研修、保管や分別の徹底、作業日報による管理とコミュニケーション等の取り組みとそれによる好循環についての紹介がありました。



コスト問題を含めた排出者の問題意識について

日経エコロジー副編集長 斎藤 正一氏

企業経営者が考えるべきこととして3点お話をいただきました。1点目に、不法投棄等により企業名が公表された場合に失う信用は大きく、リスクマネジメントの保険としての認識を持って「産廃コストは適正コストを支払う」こと、その際、同業他社や同じ地域の工場間で産廃とそのコストについて意見交換し、相場を知るなどが有効である。2点目は、経営トップから現場の社員まで、適正なコストをかける必要があるという共通認識を持つこと、例えば本社の環境部と工場の廃棄物担当者が問題意識を共有するために会合を持つことなどが重要である。3点目に、コスト削減はリサイク

ルによって取り組む企業は多いが、一過性ではない常日頃の従業員への意識付けにより継続的に改善する環境マネジメントシステムを構築することと、継続的な改善が現場で回っているかチェックする必要性について話されました。



資源循環型社会実現に向けての排出者への要求と期待

(株)テルム 環境リサイクル本部
チーフスペシャリスト

北田 芳彦氏

排出事業者が取り組まなければならない実践的なポイントについてお話をしました。具体的には、廃棄物処理法における廃棄物の保管基準、委託契約の締結、マニフェストの交付の三点の遵守が重要であること、行動レベルでは、廃棄物の品質管理の重要性を従業員に植えつけるために、廃棄物の発生元に種類または品名ごとの蓋付き専用保管容器を設置して排出元で徹底分別することが、最重要と強調されました。



まとめと提言

三菱電機(株)社会環境事業部
顧問 関 寿彰氏

昭和45年の廃棄物処理法施行から現在に至るまでの、事業者の処理責任の位置づけの変遷と排出事業者の留意点について、各講師のお話を織り交ぜながら取りまとめ、参加者が取り組むべき課題を整理して頂きました。



第2回「排出事業者向けセミナー」は2006年1、2月頃に北九州市で開催予定です。

処理業優良化推進事業

産業廃棄物処理の明日を語る

中国地方公開フォーラム

平成17年度の優良化推進事業の一環として、当財団は各地の環境省地方環境対策調査官事務所と共催で優良性評価制度はじめ優良化推進事業の普及を図ることを目的に、地方公開フォーラムを開催しています。第1回目は6月10日に宮城県仙台市において「東北地方公開フォーラム」を、そして第2回目を6月22日に京都府京都市において「近畿地方公開フォーラム」を開催しましたが、さる9月21日、広島県広島市において『産業廃棄物処理の明日を語る～ここまできた優良化推進事業』というテーマのもと、第3回目にあたる「中国地方公開フォーラム」を開催しました。

今回は環境省中国地区環境対策調査官事務所との共催により、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、広島市、福山市、呉市、岡山市、倉敷市、

下関市の後援のもと、広島県産業廃棄物協会のご協力もいただき、開催しました。当日の参加者数は処理業者、行政関係者、排出事業者、環境市民団体関係者など、約270名にもものぼり、優良化推進事業に対する関心の高さがうかがわれました。

フォーラムでは最初に、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の由田部長から「産業廃棄物行政の現状」という演題で講演がありました。産業廃棄物行政が辿ってきた歴史を含め、現在の重要政策課題と施策に関して詳しいお話をいただきました。

続いて、上智大学法学部の北村教授が「産業廃棄物処理業の優良化推進事業―その意義と今後の展望」と題してご講演くださいました、北村教授は産業廃棄物処理業優良化推進委員会の委員長を



参加者は 270 名、質疑応答も活発に行われた。



務めてくださっていますが、今回の評価制度ができるまでの経緯や委員会での検討の模様に始まり、評価制度が持つ意義や優良化推進事業の今後の検討事項にまでわたった詳しいお話がありました。

短い休憩の後、パネル討論会「産業廃棄物処理の明日を語る」に移りました。コーディネーターとして広島大学の岡田副学長をお迎えし、パネリストとして参加いただいた広島県環境局産業廃棄物対策室の橋本室長、岩地環境省環境カウンセラー、中部電力(株)電力事業本部の山本火力担当マネージャー、広島県産業廃棄物協会の川本会長ならびに環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の秦課長補佐の各氏から、それぞれの分野における産業廃棄物処理の現状や取組・意見についてお話しいただきました。

時間的制約から、パネリスト同士の意見交換があまりできませんでしたが、会場との質疑応答では質問や意見が活発に出され、大いに盛り上がりました。参加者アンケートに記された感想でも「各界および市民代表からの意見は大変参考になった。優良化に関しては、処理業者のみでなく排出事業者も優良化すべきである。」とか「優良性評価制度は排出事業者から選別される要因となるという認識を、今回のフォーラムで強くした。遅まきながら取り組みたい。」など、有意義な会合であったとのコメントが多く寄せられました。開催にご尽力くださった皆様に厚く御礼申し上げます。

当財団では第4回目の地方公開フォーラムを年度内に開催すべく、関係各方面とご相談していくことにしています。

発売中!!

そのしくみ
と活用
マニュアル

産廃処理業者 優良性評価制度の解説

内 容

解 説

- ① 評価制度の基本的な考え方
- ② 評価制度のしくみ
- ③ 評価基準項目

マニュアル

- ① 情報開示システムへの情報登録方法
- ② データ登録修正する場合の Cookie の設定手順

参考資料

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要
- ② 平成 15 年度委託実態調査結果
- ③ 平成 15 年度処理業者実態調査結果



A 4 版カラー(一部)114 頁/価格 1,500 円(送料別)

編集/(財)産業廃棄物処理事業振興財団 発行/(株)環境産業新聞社

- 書籍名●部数●送り先住所、TEL
- ご担当者名を明記してください

お申し込みはFAXで

03 (3437) 0074

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-18

優良性評価制度 地方自治体の準備、進む

当財団では、環境省より委託を受け「産業廃棄物処理業優良性推進事業」を進めていますが、その一つの成果である「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」が、本年4月1日から施行されました。この制度による優良性基準の適合認定を受けようと、全国の処理業者がインターネットによる情報開示を始めています。10月に入り、施行時の経過措置として認められている最短ケースの情報開示所要期間（6ヵ月間）が経過したことから、今後、処理業者からの評価審査の要請が、許可権者である都道府県ならびに保健所設置市に対して、順次出てくるものと予想されます。

そこで、当財団では環境省のご了解の下、これら都道府県等における本制度の導入予定などに関して、9月にアンケート調査を実施しました。その結果、43の道府県と51の保健所設置市から回答を頂戴しました。

優良性評価制度の導入については、道府県の56%および保健所設置市の33%が「導入する」との方針を固めており、その他の道府県等も「検討中」で、「導入しない」との回答は1県だけでした。

また、適合性の審査事務を外部機関に委託する予定の有無に関しては、道府県の68%および保健所設置市の62%が「委託しない」方針であると回答しています。他は「委託の可否を検討中」で、「委託する」との回答はゼロでした。

インターネットによる各処理業者の情報公開の事実を確認する手段として当財団が開始した「情報開示履歴証明サービス」に関しては、その「存在を知らない」が道府県と保健所設置市を合わせて36%で、「存在を知っ

ている」8%を大きく上回っており、このサービスの知名度がまだまだ低いことを示しました。

さらに、当財団の情報開示支援システムに関して、追加して欲しい機能をお尋ねしたところ、「適合業者の一覧機能」「許可地域からの適合業者検索機能」「許可品目からの適合業者検索機能」の3項目が上位を占めました。

最後に自由記述欄では、現在インターネットで開示されている内容に関して、「いずれの処理業者も『事業計画の概要』の記述が基準に照らして不十分ではないか」とのご意見が、複数の地方自治体から寄せられたのが注目されました。

当財団では、こうして寄せられた貴重なご意見をもとに、評価制度の定着・普及にさらに努力していきたいと考えております。アンケートにご協力いただいた各道府県等の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

アンケート結果						
	都道府県		保健所設置市		合 計	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
Q1 貴県（都、道、府、市）では本評価制度を導入されますか？						
A 導入する	24	56%	17	33%	41	44%
B 導入の可否を検討している	17	40%	33	65%	50	53%
C 導入しない	1	2%	0	0%	1	1%
D その他	1	2%	1	2%	2	2%
Q2 導入される場合、適合性審査を外部機関に委託する予定はありますか？						
A 委託する	0	0%	0	0%	0	0%
B 委託の可否を検討している	10	24%	18	36%	28	30%
C 委託しない	28	68%	31	62%	59	65%
D その他	3	7%	1	2%	4	5%
Q3 当財団の産廃情報ネットによる「情報開示履歴証明サービス」をご存知ですか？						
A 知っている	5	11%	3	6%	8	8%
B 知らない	14	31%	21	40%	35	36%
C 資料を希望する	26	57%	28	54%	54	56%
D その他	0	0%	0	0%	0	0%
Q4 情報開示支援システムに是非付加して欲しい機能はどれですか？（三つまで）						
A 適合業者名の一覧機能	24	56%	33	65%	57	61%
B 許可地域からの業者検索機能	31	72%	29	57%	60	64%
C 許可品目からの業者検索機能	26	60%	27	53%	53	56%
D 許可の種類からの業者検索機能	6	14%	16	31%	22	23%
E 処理方法からの業者検索機能	15	42%	5	10%	20	21%
F その他	2	5%	2	4%	4	4%

News review

アスベスト問題が再び社会的な問題として注目され、その対策が急がれている。この問題は①緊急を要する人に対する被害状況の把握とその救済策、②残存するアスベストの除去、適正処理対策のための実態把握、③廃棄物として排出されたアスベスト廃棄物の適正な処理処分に分類される。昭和61年9月に労働省から労働安全上からの曝露防止通知が出され、環境庁の大気汚染防止通知(62・10月)、厚生省・環境庁の建築物のアスベスト当面の対策通知(63・2月)、そしてアスベスト廃棄物処理ガイドラインが示された。平成3年の廃棄物処理法の抜本改正に基づいて飛散性アスベスト廃棄物は、特別管理廃棄物に指定され、対処してきた。そういった意味では、今回再浮上したアスベスト問題は、残存したアスベスト使用建築物及び製品の管理上の問題が多く、当時問題なしとして放置した残存アスベストの除去及び適正な処理処分、具体的に発生している人の健康に対する被害救済が優先される問題である。

石綿等処理マニュアル

—環境省の取組と政府の当面の対応—

適正処理対策は既定通り

□環境省の当面の対応

環境省は、今年3月に「非飛散性廃棄物の適正処理について」通知、その収集運搬、保管等取扱上の技術指針を示した。7月には、廃棄物・リサイクル対策部長名で、アスベスト等の適正処理の徹底について確認の通知を出した。引き続き、アスベスト等処理マニュアルを8月に明らかにするなど、新しい情報を入れるとともに従来からの対策を確認し、徹底する内容を改めて関係者に示した。一方、同省は「建築物の解体等に伴う石綿飛散防止検討会」を立ち上げ、10月13日には第3回目を開催、大気汚染防止法の政省令改正に関連

した検討課題など検討を進めている。

□次期国会に法案提出へ

政府は、アスベスト問題に関する関係閣僚会合を7月29日に立ち上げ、毎月1回のペースで開催、3回目の会合を9月29日に開催している。その当面の対応は、7月11日にアスベスト問題に関する関係省庁会議のアスベスト問題への対応を内容と同じくするものであるが、当面の対応として紹介する。

アスベスト問題については、各省庁連携・協力し、①実態調査・報告を通じて情報の共有、②健康相談窓口の開設、③大気汚染防止法、労働安全衛生法などに基づく規制措置や労災補償等の既存の対策の徹底を点検する等を上げ、各省庁が取り組んで行くとしている。

最新のアスベスト問題に関する関係閣僚会合の当面の対応(概要)は次の通り。

アスベスト問題への当面对応

<被害の拡大防止>

- 建築物等の解体時の飛散予防措置
- 製造・新規使用等の早期全面禁止 等

<国民の不安への対応>

- 健康被害の状況の国民への情報提供
- 健康相談窓口の開設 等

<過去の被害への対応>

- 労災補償制度等の周知
- 労災補償を受けずに死亡した労働者、家族、周辺住民の被害への対応
 - ①救済のための新たな法的措置を講じる
 - ②次期通常国会への法案提出に向けて具体的内容を引き続き検討する

<過去の対応の検証>

- 政府の過去の対応を検証し公表する
- 有害化学物質に関する関係省庁連絡会議(仮称)の早期設置 (以下略)

「誰でもわかる!!日本の産業廃棄物(監修:環境省)」発刊

産業廃棄物の適正処理に向けては、廃棄物処理法が数度にわたり改正され、不法投棄対策の強化等がされています。とくに、産業廃棄物を排出する企業の方々に対しては、排出した産業廃棄物についての最終処分までの管理義務や、不法投棄された場合に廃棄物の撤去等の措置命令の対象になるなど、排出事業者責任が強化されています。

一方では、年間4億トン発生する産業廃棄物を有効に活用するために産業界によるリサイクル等の取り組みも環境ビジネスとして活発になっています。

こういったなかで、幅広い方々への産業廃棄物の適正処理に向けた情報発信として、排出事業者である企業や廃棄物処理業の方々から次代を担う子供たちまでを対象として、産業廃棄物について

の発生・処理・処分の実態や、国・産業界の取り組みについて、わかりやすくまとめた「誰でもわかる!!日本の産業廃棄物(平成17年度版)」を本年9月に発刊致しました。

発刊後、産業廃棄物を知るためのテキスト用、企業や業団体等の研修会・セミナー用などとしてご活用して頂いているところですが、本書が、より多くの方々にとって、産業廃棄物について考えるきっかけとなり、産業廃棄物の適正処理や循環型社会推進のために役立てて頂ければと考えております。

なお、本書についての問い合わせ・お申し込みについては、当財団(電話; 03-3526-0155)へ直接ご連絡頂くか、または全国の大規模書店でもご購入可能です。

本書の概要

- 産業廃棄物の排出、中間処理・最終処分の実態、国、産業界の適正処理やリサイクルに向けた取り組み等、日本の産業廃棄物を取りまく状況について、図表、写真を主としてコンパクトに整理。
- A4版、52頁(オールカラー) ●価格 500円(税込)



目次

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 産業廃棄物とは | 3-4 排出事業者責任 |
| ② 産業廃棄物の排出・処理などの状況 | 3-5 その他の取り組み |
| 2-1 産業廃棄物の排出状況 | ④ 不法投棄された産業廃棄物への対応 |
| 2-2 産業廃棄物の処理状況 | ⑤ 公共関与による施設整備について |
| 2-3 産業廃棄物の運搬 | ⑥ PCB廃棄物について |
| 2-4 産業廃棄物の処理施設の状況 | ⑦ 循環型社会に向けた取り組み |
| 2-5 不法投棄の現状 | 7-1 循環型社会基本計画の概要 |
| ③ 産業廃棄物対策の内容 | 7-2 環境ビジネスの市場規模 |
| 3-1 産業廃棄物を取りまく施策体系 | 7-3 産業廃棄物処理の将来像と取り組み |
| 3-2 廃棄物処理法のしくみ | 7-4 廃棄物管理システム |
| 3-3 国などの不法投棄対策 | |

第12回産業廃棄物処理施設の整備促進に係る情報交換会 及び産業廃棄物処理推進センターに関する全国担当者会議

この会議は廃棄物処理センター整備や適正処理推進事業等について、都道府県・政令市等の取組状況の情報交換の場として毎年開催しているもので、今年度は、平成17年11月17・18日の両日神奈川県・横浜市の協力により新横浜プリンスホテルで開催いたします。詳細については下記のとおりです。

開催日時 平成17年11月17日(木)～18日(金)

開催場所 新横浜プリンスホテル

〒222-8533 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地

TEL(045)-471-1111/FAX(045)-471-0303

対象者 都道府県・指定都市・政令市及び廃棄物処理センターの担当者

11月17日(木)情報交換会議

- | | | |
|------------------------------------|---|-------------|
| 1. 開 会 | | 13:00～ |
| 2. 主催者挨拶 | (財)産業廃棄物処理事業振興財団 理事長 太田 文雄 | |
| 3. 基調講演 | 『廃棄物行政について』
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課長 関 荘一郎 | 13:20～14:20 |
| 4. 講 演 | 『神奈川県の産業廃棄物に関する取組について』
神奈川県廃棄物総合対策担当部長 森田 茂實 | 14:20～14:50 |
| — 休 憩 — | | |
| 5. 議 事 | | |
| I 『産業廃棄物処理業の優良化推進事業』について | | 15:05～16:30 |
| ・優良化推進事業について | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長補佐 秦 康之 | |
| ・進捗状況発表 | 司会：財団常務理事 古市 公久 | |
| ・質疑応答 | | |
| II 『不法投棄原状回復支援事業と未然防止対策の効果的運用』について | | 16:30～17:30 |
| ・事例発表 | 司会：財団適正処理推進部次長 猿田 忠義 | |
| III 『地域振興を兼ねた公共関与の推進方策について』(報告) | | 17:30～17:45 |
| 財団適正処理推進部担当部長 | 改田 耕一 | |
| 6. 閉会挨拶 | (財)産業廃棄物処理事業振興財団専務理事 浜田 康敬 | 17:45～ |

11月18日(金)施設見学

見 学 先

I. かながわクリーンセンター

II. JFEアーバンリサイクル株式会社

編 集 後 記

紅葉前線も北上を始めています。
「産廃振興財団ニュース」(Vol.13、No40)平成17年10月号をお届けいたします。

今夏に就任されました、環境省廃棄物・リサイクル対策部の由田部長に平成18年度予算概算要求の内容

も含め、抱負を語って頂きました。
さらに、産業廃棄物課の関課長、適正処理・不法投棄対策室の坂川室長の各氏からも抱負を頂きました。

9月半ばに優良品評価制度について排出者向けセミナーを行い、よりよい処理業者育成のためには、各界

の協力が必要であるとアピールしました。

平成17年度の助成事業の募集を行っております。期限が迫っておりますので奮ってご応募下さい。産廃振興財団ニュースについての忌憚のないご意見お待ちしております。

産廃振興財団NEWS

2005.10 Vol.13 No.40

発行日 平成17年10月26日

発行人 太田 文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号

堀内ビルディング3階

TEL. (03) 3526-0155

FAX. (03) 3526-0156

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株) 環境産業新聞社

